

# 天然記念物の魅力発信サイト制作等業務委託仕様書

## 1 業務名称

天然記念物の魅力発信サイト制作等業務

## 2 目的

山口県の国指定天然記念物の数は43件と、全都道府県で最も多いが、その存在は、一部のものを除き、あまり知られておらず、また、その価値や魅力について、広く県民に理解・把握されている状況とは言えない。

こうした中、令和8年から令和10年に掛けて、多くの国指定天然記念物が、指定100周年を迎えることから、その機を捉え、特設サイトを制作・公開すること等により、県民に広く周知し、その魅力を発信することにより、天然記念物の保護及び次世代への継承を促進する。

## 3 業務の概要

- (1) 天然記念物の魅力発信サイトの制作・保守管理業務
- (2) サイト掲載素材撮影等業務
- (3) 展示用パネル制作業務

## 4 業務の内容

### (1) 天然記念物の魅力発信サイトの制作・保守管理業務

以下により、天然記念物の魅力を発信するウェブサイトを制作し、保守管理すること。

#### ア ウェブサイトの構築期間

令和9年1月末頃までにサイトを構築し、稼働可能な状況にすること。

#### イ ウェブサイトの設計、デザイン及び構築

(ア) トップページに次の①～⑤を配置するとともに、③、④については、コンテンツを掲載するサブページをそれぞれ設ける方向とし、④については、受託者において、サイト掲載素材を収集すること（「(2) サイト掲載素材撮影等業務」のとおり）。なお、具体的な構成については、県と協議の上、決定する。

① ウェブサイトのタイトル、目的、概要等

② 各天然記念物に係るイベント等情報を掲載するスペース

・各天然記念物関係者が実施する指定100周年記念行事等を案内する。(リンク、PDF掲載を想定)

### ③ 天然記念物の概要

- ・サブページ（1ページ程度を想定）を作成し、天然記念物の基本的な定義、種別、指定と保護の仕組み等を掲載する。

### ④ 各天然記念物の紹介

- ・サブページ（13ページ程度を想定）を作成し、令和8年、9年に指定100周年を迎える8つの天然記念物（参考を参照）を中心に、必要に応じて、それ以外の天然記念物も紹介する。
- ・より関心を引く内容とするため、指定天然記念物の学術的な説明に加え、関係者のインタビュー記事、管理団体等の取組、各天然記念物にまつわるエピソード等を掲載する。
- ・周辺地域情報等を併せて掲載する。
- ・天然記念物は、自然物であることから、その取扱は繊細であるため、それぞれに適した配慮事項等を掲載する。

### ⑤ サイトポリシーの案内

- ・免責事項、著作権、リンク、本サイトへの問い合わせ先等について掲載する。

- (イ) 県民の興味・関心が高まるよう、トップページに背景動画を使用するなど、色やイラスト等のデザインを考慮して構成し、単に情報を羅列する形ではなく、視覚的に訴求するウェブサイトとすること。
- (ウ) (ア)の②については、修正等の頻度が高いことから、ウェブサイトに掲載するコンテンツの追加・修正・削除やウェブサイトへの画像、PDFデータ等のアップロードを県職員が容易にできるようCMSの構築を行うこと。
- (エ) パソコンのみでなく、スマートフォンやタブレットでも閲覧しやすいデザイン及び設計とすること。
- (オ) ウェブサイトの制作に当たっては、別記「ウェブアクセシビリティの確保に関する特記事項」に基づき、ウェブアクセシビリティを確保すること。なお、委託契約に当たっては、作成するウェブサイトの内容等に応じて、「4 依存するウェブコンテンツ技術」や「7 試験の対象範囲」等を適宜変更することとする。
- (カ) ウェブサイトへのアクセス解析ができるものとする。
- (キ) 本サイトのドメインは、県が管理する「pref.yamaguchi.lg.jp」のサブドメインを使用することとし、ネームサーバーを2つ用意すること。なお、サブドメイン名については別途県が指示する。
- (ク) サーバーについては、受託者において費用負担すること。

(ケ) 県において、サイトの開設及び更新前に、ブラウザを通じてテストサイトによる事前の内容チェックが行えること。また、必要に応じて、サイトの開設及び更新の直前まで、校正等ができること。

#### ウ 情報セキュリティ対策

(ア) IPA（独立行政法人情報処理推進機構）セキュリティセンターの「安全なウェブサイトの作り方」を参考にウェブセキュリティを確保すること。

(イ) 「山口県情報セキュリティポリシー」に定める事項を遵守すること。

(ウ) 本サイトは常時SSL対応とし、SSL証明書は県において発行する。ただし、ACMEに対応した自動化の仕組みを県と協議の上で導入すること。

(エ) 検収前に脆弱性診断を行い、セキュリティ上の問題がないことを確認し、脆弱性が検出された場合は対策を行い、再度診断を実施し脆弱性が修正されていることを確認すること。また、サイト構築後においても、ソフトウェアの脆弱性情報及び修正プログラムを定期的に確認し、ソフトウェアへの影響を確認の上、必要に応じて更新または是正等を行うこと。

#### エ 操作マニュアルの作成等

(ア) 県において当該ページの更新作業が実施できるよう、サイトの稼働前に運用ガイドライン、操作マニュアルを整備すること。

(イ) 導入時に担当職員に操作方法を教示すること。

#### オ 保守管理

(ア) カテゴリの追加や更新・ページ内容の変更等を含んだホームページの保守管理を行うこと。

(イ) リンク切れの確認や誤字の修正等サイトの管理を適宜行うこと。

(ウ) システム障害やセキュリティインシデントが発生した場合、速やかに県に報告するとともに、暫定対処を行い、迅速な復旧を目指すこと。

(エ) サイトに関する県からの問い合わせや相談に迅速に対応すること。

## (2) サイト掲載素材撮影等業務

以下により、魅力発信サイトに掲載する素材の撮影、関係者への取材等を行うこと。なお、ア及びイを実施するに当たっての関係者との日程調整については県で行う。

#### ア 天然記念物の撮影

<対象>

- ・令和8、9年に指定100周年を迎える8つの天然記念物
- ・それ以外の天然記念物（5つ程度を県で選定する予定）

#### <撮影方法>

- ・静止画、動画、ドローンによる空撮等、各天然記念物の魅力を伝えるに当たり、最も適した方法により撮影すること。（例：動きがある動物の天然記念物の場合は、静止画に加え、動画も撮影する等）

#### イ 天然記念物関係者への取材

上記アに記載の対象天然記念物の関係者（管理団体等）に対し、各天然記念物の魅力や管理している中で苦労していることなどについて聞き取りを行い、内容を整理すること。なお、対面によるインタビューや書面によるアンケート等の手法を想定している。

#### ウ 周辺地域情報の整理

県民に各天然記念物を実際に訪れてもらうため、観光等の周辺地域情報を整理すること。（例：天然記念物を含む、ドライブルートの整理等）

### (3) 展示用パネル制作業務

以下により、展示用のパネルを制作すること。

#### <作成数>

15枚程度

（内訳：天然記念物概要説明1枚程度、各天然記念物各1～2枚程度）

#### <仕様>

[サイズ] A1版（594mm×841mm）

[材質] ポリスチレン等 [色] カラー

#### <留意事項>

制作するウェブサイトの内容をベースとし、イメージを統一すること。

## 5 スケジュール

委託業務のスケジュール（予定）は、以下のとおり。

時期	内容
令和8年 8月下旬	委託事業者選定・契約 (→業務打ち合わせ ※以降随時実施)
9月中旬～11月中旬	サイト掲載素材撮影
10月中旬～11月下旬	関係者への取材等
(撮影開始後) ～令和9年1月下旬	展示用パネルの制作 魅力発信サイトの制作 (→公開)

## 6 成果品

以下の（１）については委託業務完了後、（２）については完成後速やかに提出すること。

- （１）成果報告書（紙媒体２部及び電子データ）
- （２）本業務により制作した成果品及び成果データ

## 7 委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日までとする。

## 8 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書による他、次の関係法令等を遵守して行う。

- （１）山口県会計規則及び諸規則
- （２）契約書
- （３）その他関係法令及び通達

## 9 秘密保持

- （１）本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとすること。
- （２）受託者は本業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （３）受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- （４）受託者は、文化振興課から提供された資料等を厳重に取扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

## 10 その他留意事項

- （１）納品する全データに関する著作権等の権利は県に帰属するよう整理すること。
- （２）成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- （３）第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （４）受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- （５）仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- （６）受託者は業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
- （７）本サイトの開発環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを

含む)、作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担と責任において確保すること。

- (8) 本サイトの本番環境の設定に関する調査・検討、設計、設定及び稼働確認等の一連の業務を委託範囲に含め、本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、県と受託者が協議の上、これを行うものとする。
- (9) その他本仕様書に記載なき事項、疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、定めるものとする。

参考

国指定天然記念物（令和8年～10年に指定100周年を迎えるもの）

種別	名称	所在地	指定年月日	指定 100周年
天然記念物	笠山コウライタチバナ自生地	萩市	T15.2.24	R8
天然記念物	向島タヌキ生息地	防府市	T15.2.24	
名勝及び天然記念物	石柱溪	下関市	T15.10.20	
天然記念物	満珠樹林	下関市	T15.10.20	
天然記念物	干珠樹林	下関市	T15.10.20	
名勝及び天然記念物	青海島	長門市	T15.10.20	
史跡及び天然記念物	大日比ナツミカン原樹	長門市	S2.4.8	R9
名勝及び天然記念物	俵島	長門市	S2.6.14	
特別天然記念物	秋吉台	美祢市	特別天然記念物 S39.7.10 (天然記念物 S3.2.7)	R10
天然記念物	平川の大スギ	山口市	S3.1.18	
天然記念物	法泉寺のシンパク	山口市	S3.1.18	
名勝及び天然記念物	須佐湾	萩市	S3.3.5	
天然記念物	大吼谷蝙蝠洞	下関市	S3.3.24	
天然記念物	見島ウシ産地	萩市	S3.9.20	
天然記念物	見島のカメ生息地	萩市	S3.9.20	